

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年7月5日

四日市市長 田中俊行

四日市市条例第33号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 公営住宅の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入が、入居の申込みをした日において、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある者として次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 259,000円</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p>	<p>(公営住宅の入居者資格等)</p> <p>第5条 公営住宅の入居者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その者の収入が、入居の申込みをした日において、次のア、イ又はウに掲げる区分に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある者として次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 259,000円</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 入居者が60歳以上の者 <u>(平成18年4月1日以前において50歳以上である者を含む。以下同じ。)</u>であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者で</p>

	ある場合
(ウ) (略)	(ウ) (略)
イ及びウ (略)	イ及びウ (略)
(3)及び(4) (略)	(3)及び(4) (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)

改正後	
別表第1 (第4条関係)	
住宅名 (団地名)	位置
城西町	城西町3番
(略)	
泊ヶ丘町	大字泊村1050番地1
大瀬古新町	日永西一丁目20番
(略)	

改正前	
別表第1 (第4条関係)	
住宅名 (団地名)	位置
浜町	浜町7番
城西町	城西町3番
(略)	
泊ヶ丘町	大字泊村1050番地1
松寺町	松寺二丁目11番
大瀬古新町	日永西一丁目20番
(略)	

改正後		
別表第2 (第57条関係)		
駐車場の名称	所在地	使用料 (1台1か)

		月当たり)
石塚町	石塚町 1 6 4 5 番・1 7 6 5 番 2・1 8 8 3 番・1 8 8 4 番	1, 6 4 0 円
(略)		

改正前		
別表第 2 (第 5 7 条関係)		
駐車場の名称	所在地	使用料 (1 台 1 か 月当たり)
浜町	浜町 4 8 番 1	1, 6 4 0 円
石塚町	石塚町 1 6 4 5 番・1 7 6 5 番 2・1 8 8 3 番・1 8 8 4 番	
(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市整備部市営住宅課)